

(案)

# 胎内市いじめ防止基本方針

令和2年1月6日改定

令和 年 月 日改定

胎内市・胎内市教育委員会

## 目 次

### はじめに

#### 第1 いじめ防止のための基本的な方向

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 . . . . . 1
- 2 いじめの定義 . . . . . 1
  - (1) いじめの定義 . . . . . 1
  - (2) いじめ類似行為の定義 . . . . . 1
- 3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項 . . . . . 2
- 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方 . . . . . 3
  - (1) いじめの防止 . . . . . 3
  - (2) いじめの早期発見 . . . . . 3
  - (3) いじめへの対処 . . . . . 3
  - (4) 家庭や地域との連携 . . . . . 4
  - (5) 関係機関との連携 . . . . . 4

#### 第2 市及び市教育委員会が実施すべき施策

- 1 胎内市いじめ問題対策連絡協議会の設置 . . . . . 4
- 2 胎内市いじめ問題対策委員会の設置 . . . . . 4
- 3 胎内市いじめ問題調査委員会の設置 . . . . . 5
- 4 市及び市教育委員会の施策 . . . . . 5
  - (1) いじめの防止等の対策 . . . . . 5
  - (2) 専門機関の活用・連携 . . . . . 6
  - (3) 教職員の指導力向上 . . . . . 6
  - (4) インターネットを通じで行われるいじめへの対策 . . . . . 6
  - (5) 啓発活動 . . . . . 6
  - (6) 学校間における連携協力体制の整備 . . . . . 7
  - (7) いじめの防止等の取組の点検 . . . . . 7
  - (8) 学校評価・教員評価への指導・助言 . . . . . 7

第3	学校が実施すべき施策	
1	学校いじめ防止基本方針の策定	7
	(1) 学校基本方針を定める意義	7
	(2) 学校いじめ防止基本方針の内容	7
	(3) 学校いじめ防止基本方針の策定上の留意事項	8
2	いじめの防止等のための組織の設置	
	(1) 学校いじめ対策組織として想定される役割	8
	(2) 学校いじめ対策組織の組織運営上の留意事項	9
	(3) 学校いじめ対策組織への報告と記録の保存	9
3	いじめの防止等に関する措置	
	(1) いじめの防止	9
	(2) いじめの早期発見	10
	(3) いじめへの対処	10
	(4) 関係機関等との連携	11
	(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	11
	(6) 家庭、地域との組織的な連携・協働	11
第4	重大事態への対処	
1	学校及び市教育委員会による調査	12
	(1) 重大事態	12
	(2) 重大事態の調査	12
	(3) 調査結果の提供	14
	(4) 重大事態への対処の留意事項	14
2	市長による再調査及び措置	
	(1) 調査委員会が行う調査及び報告	15
	(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	15
第5	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	市の基本方針の検討	15
2	学校いじめ防止基本方針の運用状況の確認	15

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめは、決して許される行為ではありません。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという国民的な課題であり、社会が一体となっていじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備する必要があることから、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）が成立しました。

これを受けて胎内市では、平成 29 年 11 月に本市におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、同法第 12 条の規定に基づき、「胎内市いじめ防止基本方針」を策定しました。

この度、令和 2 年 12 月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が施行されたことなどを受け、本市におけるいじめの防止等の対策をさらに進めるために、基本方針を改定することとしました。

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」問題であり、いじめに悩む児童生徒を救うため、本基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係者との強い連携の下で、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。

## 第1 いじめ防止のための基本的な方向

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、まず第一に、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする児童生徒や、周辺で傍観している児童生徒に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という。）では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。

### 2 いじめの定義

#### (1) いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条において次のように規定されている。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係<sup>\*1</sup>にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響<sup>\*2</sup>を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様がある<sup>\*3-1</sup>ことから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

#### (2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条第2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行

う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」\*3-2とされている。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※3-1 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

※3-2 具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

（※1～※3-1は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による。）

### 3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

いじめの認知及びその後の対応における留意事項は、次のとおりである。

- いじめを受けた児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺状況を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）」において判断する。
- 外見的にはけんかのように見える行為でも、見えないところで被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあることなどを踏まえ、背景にある状況等の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるものとする。

#### 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ことを踏まえ、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対処することが重要である。

##### (1) いじめの防止

児童生徒がよりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向かい合うことができるよう、県条例第3条の基本理念も踏まえ、次のような視点からいじめの防止に努める。

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする構え等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにする。

ウ 児童生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童生徒がいじめに向かわないようストレスに適切に対処できる力を育む。

エ いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、家庭、地域、関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

##### (2) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童生徒や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。

また、法第23条を踏まえ、教職員や保護者等は、児童生徒からいじめに係る相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校へ通報するなど、可能な限り早い段階で、適切な措置を講ずる。

##### (3) いじめへの対処

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒の安全を確保するこ

とや、いじめを行ったとされる児童生徒に事情を確認した上で適切に指導すること等、組織的に行う。

また市内小中学校は、いじめの認知を市教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談するなど、緊密に連携する。

#### (4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守るため、学校とPTAや地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築するなど、連携を図る。

家庭においては、法第9条及び県条例第8条に規定する保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、学校がいじめを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れなど特別な事情がない限り、いじめを受けた児童生徒の保護者に、いじめの態様などを説明し、見守りや支援の協力を依頼するなど、連携を図る。いじめを行った児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。

#### (5) 関係機関との連携

いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等において、関係機関と適切に連携して対処するため、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催など、日頃から情報共有体制を構築しておく。

## 第2 市及び市教育委員会が実施すべき施策

### 1 胎内市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づく組織として、胎内市いじめ問題対策連絡協議会<sup>※4</sup>（以下「市いじめ問題対策連絡協議会」という。）を設置し、関係する機関及び団体といじめ防止等の連携を図り、次に掲げる役割を担う。

- いじめの防止等に関する関係機関等相互の連絡調整
- いじめの防止等に向けた関係機関等の取組状況についての情報共有
- いじめの防止等に向けた関係機関等のネットワークづくりについての協議
- 関係機関等の相談窓口等の周知 等

※4 胎内市いじめ問題対策連絡協議会条例 平成29年12月22日 条例第38号

### 2 胎内市いじめ問題対策委員会の設置

市は、法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づく組織として、胎内市いじめ問題対策委員会<sup>※5</sup>（以下「市いじめ問題対策委員会」という。）を設置する。



市いじめ問題対策委員会は、公平性・中立性を確保するため、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する第三者で構成し、次に掲げる役割を担う。

- いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議、問題解決を図るための当事者間の関係の調整
- 市内小中学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- 自殺等に至った市内小中学校児童生徒の保護者から原因究明の調査の要望がある場合について、自殺等に至るまでに起きた事実の調査

※5 胎内市いじめ問題対策委員会条例 平成29年12月22日 条例第39号

### 3 胎内市いじめ問題調査委員会の設置

市は、法30条第2項の規定に基づく組織として、重大事態への対処又は重大事態と同種の発生事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、胎内市いじめ問題調査委員会<sup>※6</sup>（以下「市いじめ問題調査委員会」という。）を設置する。

市いじめ問題調査委員会は、公平性・中立性を確保するため、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する第三者で構成し、法第30条第2項の調査を行う。

※6 胎内市いじめ問題調査委員会条例 平成29年12月22日 条例第40号

### 4 市及び市教育委員会の施策

市及び市教育委員会においては、本市におけるいじめの防止等のための対策として、「第3-3 いじめの防止等に関する措置」に基づき実施する市内小中学校の取組について、指導・助言を行うとともに、以下の施策を行う。

#### (1) いじめの防止等の対策

- ア いじめに関する相談や通報を受けるために、胎内市教育相談センターに電話による相談窓口として「悩みごと電話相談」を置く。
- イ 法第23条における通報を受けた市内小中学校から、いじめの事実の有無を確認する措置の結果について報告があったときは、必要に応じ、当該学校に対する支援や指示を行う。
- ウ 学校が当該事案を重大事態であると判断した場合、「第4 重大事態への対処」に述べる調査又は調査の支援を行う。
- エ 解決困難な状況にあるいじめの問題等に対応するため、指導主事等で構成するチームを当該学校に派遣する等、解決に向けた取組を支援する。
- オ 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進する。

## (2) 専門機関の活用・連携

心理や福祉の専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への派遣や医療機関、弁護士、警察などの外部機関と学校との連携を必要とする案件について、学校の求めに応じ、各機関に協力要請を行う。

また、いじめの防止等の対策を適切に行うため、市いじめ問題対策連絡協議会及び市いじめ問題対策委員会に加えて、次の関係機関等との連携を推進する。

### ○ 学校警察連絡協議会

児童生徒の非行防止や健全育成を目的として、学校や市教育委員会と警察が情報交換や行動連携を図り、定期的に会議等を開催する協議会である。

### ○ 深めよう 絆 にいがた県民会議

学校・家庭・地域が「いじめ見逃しゼロ」についての意識を共有し、連携して児童生徒に関わり、いじめをはじめとする生徒導指上の諸問題の解消や未然防止等に努める「いじめ見逃しゼロ県民運動」（以下「県民運動」という。）の推進母体である。

### ○ 青少年育成胎内市民会議

県及び市の施策と呼応して、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とする社会教育関係団体である。

## (3) 教職員の指導力向上

ア 全ての教職員が法及び県条例の内容を理解し、いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の指導力向上を図る。

イ 「生徒指導研修資料」をはじめ、いじめに関する具体的な資料を活用し、年2回以上の校内研修の確実な実施と活性化を促す。

## (4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

ア 児童生徒が、インターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう、情報モラル教育及び適切な使用に関する啓発に関する取組を推進する。

イ 携帯電話等やインターネット利用に係る実態を把握し、関係機関との連携の下、適切に対処できるようインターネットを通じて行われるいじめに対する対策については、県教育委員会と連動して教職員に向けて研修会を実施する。

ウ インターネット上への不適切な書き込み等があった場合には、迅速に当該学校に情報提供し、適切な対応及び指導支援を行う。

## (5) 啓発活動

ア いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響や、いじめを防止することの重要性等について、県民運動等の取組を通して、啓発活動を行う。

イ 法第9条及び県条例第8条に規定する保護者の責務等について、家庭での指導等が適切に行われるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談体制を充実させるなど、家庭への支援を行う。

(6) 学校間における連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合においても、関係児童生徒又はその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるようにするため、学校間の連携協力体制を整備するよう促す。

(7) いじめの防止等の取組の点検

「学校いじめ防止基本方針」及び具体的な取組の定期的なアンケート調査、個人面談等が確実に実施されているかを適宜点検・指導する。

(8) 学校評価・教員評価への指導・助言

学校評価において、いじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の適切かつ迅速な対応等を評価するよう、指導・助言を行う。教員評価においても同様であり、児童生徒の理解やいじめへの適切な対応等を評価するよう、指導・助言を行う。

### 第3 学校が実施すべき施策

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

市内小中学校は、法第13条に基づき、以下の内容等を踏まえて、いじめの防止等の対策に関する学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を定めるものとする。

##### (1) 学校基本方針を定める意義

- ア 特定の教職員が問題を抱え込まず、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- イ いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ウ いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点を位置づけることで、いじめを行った者への支援につながる。

##### (2) 学校いじめ防止基本方針の内容

- ア いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修の取組も含めた、年間を通じたいじめ対策組織の活動を具体的に定める。
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

ウ イを徹底するために、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方について具体的な取組を盛り込む。また、いじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するための、具体的な対応方針を定めるよう努める。

エ 「生徒指導研修資料」等を活用した校内研修等、教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法等を定める。

### (3) 学校いじめ防止基本方針の策定上の留意事項

ア 策定や見直しに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を取り入れた学校基本方針となるよう努める。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

イ 策定した学校基本方針は、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、学校のホームページに掲載するなどして、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。

ウ 学校基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定する。達成状況を学校いじめ対策組織を中心に評価し、PDCAサイクル<sup>\*7</sup>を盛り込むなどし、学校の実情に即して適切に機能しているかなど、必要に応じて見直す。

※7 事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

## 2 いじめの防止等のための組織の設置

法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の複数の教職員<sup>\*8</sup>に加え、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される常設の「学校いじめ対策組織」（組織の名称は学校の判断による。）を置くものとする。

また、同組織は、対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラーなどに加え、弁護士、医師、教員OB、警察官経験者等の外部専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。

※8 「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、学校の実情に応じて決定する。

### (1) 学校いじめ対策組織として想定される役割

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境を構築する。

イ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正等の中核となる。

ウ いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のための相談・通報の窓口となる。

- エ 児童生徒の問題行動等のいじめの疑いに関する情報があつたときには、緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- オ いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と対応を組織的に実施する。

## (2) 学校いじめ対策組織の組織運営上の留意事項

- ア 学校いじめ対策組織は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめの認知、いじめへの対処に関する判断は、同組織が行う。
- イ 校長は学校いじめ対策組織を設置し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかを常に点検する。  
また、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、自校のいじめの防止等の取組について改善を図る。

## (3) 学校いじめ対策組織への報告と記録の保存

学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、情報共有を行うことができるよう、各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まず又は対応不要であると個人で判断せずに、全て同組織に報告・相談する。同組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

## 3 いじめの防止等に関する措置

市内小中学校は、国及び県の基本方針などを参考とし、以下により、いじめの防止等に関する措置を行う。

### (1) いじめの防止

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- イ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
- ウ 他者との交流や関わり合い等を通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度等、児童生徒の社会性を育成し、互いを認め合う人間関係・学校風土をつくる。
- エ 「いじめ見逃しゼロスクール<sup>※9</sup>」など県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めることにより、意識の醸成に努める。
- オ 教職員は、自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

カ いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を発達段階に応じて行う。

キ 児童生徒に対して、傍観者にならず、アンケート等でいじめ対策組織への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

ク 特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

※9 児童生徒が主体となった「いじめ見逃しゼロスクール集会」や、地域との交流・異年齢交流等を進める「いじめ見逃しゼロ強調月間」など、家庭や地域と連携・協力して児童生徒の社会性を育成する学校の取組。

## (2) いじめの早期発見

ア いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。

イ 児童生徒が自らSOSを発信した場合、児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

ウ 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、児童生徒の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合うなど、連携に努める。

エ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みとともに、家庭、地域と連携して児童生徒の見守りを継続する。

オ 児童生徒及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、各学校及び市教育委員会の「いじめ相談担当の窓口」を明確にし、周知を図る。

## (3) いじめへの対処

ア いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。

イ いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに保護者の協力も得て、当該児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。

ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に、いじめに関わる保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

エ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

なお、いじめ類似行為にあつては、以下の①により解消を判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること。

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で学校いじめ対策組織において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当該いじめのいじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。

#### (4) 関係機関等との連携

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、学校警察連絡協議会や「深めよう 絆 にいがた県民会議」等との連携を推進する。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。

児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。

また、教職員はアンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認することなどを通してネット社会における子どもたちの様子を注視する。

#### (6) 家庭、地域との組織的な連携・協働

ア より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を推進する。

イ 学校運営協議会や地域学校協働本部等が整備されている場合には、当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携の協力による取組を進める。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

#### 第4 重大事態への対処

##### 1 学校及び市教育委員会による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

##### (1) 重大事態

###### ア 重大事態の意味

①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等、児童生徒の状況に着目して判断する。

②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。

③その他の場合

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

###### イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校はその概要を速やかに市教育委員会に報告する。市教育委員会は学校から報告を受けた後、事実関係を整理して市長に報告する。

##### (2) 重大事態の調査

重大事態が発生した場合、基本調査と詳細調査を行う。基本調査は市立小中学校が行う。詳細調査は、市いじめ問題対策委員会、又は学校を主体とする調査委員会いずれかで調査を実施するかを市教育委員会が判断する。

なお、調査にあたっては、被害児童生徒及びその保護者の要望、意見を十分に聞き取る。



## ア 基本調査及び報告

- ①学校は重大事態が発生した場合には、直ちに基本調査を実施し、その結果を、市教育委員会に報告する。
- ②基本調査に当たっては、次の事項に留意する。
  - 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
  - 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先として調査を行う。
  - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
  - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
  - いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
    - ・ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
    - ・ いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を止める。
    - ・ いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
  - いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合(いじめを受けた児童生徒の入院や死亡等の場合)
    - ・ 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

## イ 市いじめ問題対策委員会が行う詳細調査及び報告

- ①市教育委員会は、市いじめ問題対策委員会に対して、速やかに、基本調査の結果を伝え、詳細調査の実施を要請する。
- ②市いじめ問題対策委員会は、速やかに調査を開始し、その結果を市教育委員会に報告する。
- ③市教育委員会は、市いじめ問題対策委員会による調査結果を市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、市教育委員会は当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に報告する。
- ④学校は、市いじめ問題対策委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を真摯に受け止め、再発防止に主体的に取り組むものとする。

ウ 学校主体の調査委員会が行う詳細調査及び報告

- ①市教育委員会は、市立小中学校における重大事態の基本調査結果を受け、学校主体の調査を実施するよう命ずる。
- ②学校は、学校いじめ対策組織を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた組織又は、新たな調査組織（第三者調査委員会）を組織することも検討する。組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ③市教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。
- ④学校は、調査結果を市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、市教育委員会は当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に報告する。

(3) 調査結果の提供

市教育委員会又は学校は、以下に留意し、基本調査、詳細調査それぞれの調査結果を、いじめを受けた児童生徒・保護者及びいじめを行った児童生徒・保護者に対して伝える。

- ア 調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- イ 他の児童生徒のプライバシーの保護等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがないよう留意する。

(4) 重大事態への対処の留意事項

市教育委員会又は学校は、市立小中学校で発生した重大事態に対して以下に留意して対応する。

- ア 市教育委員会は、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として児童生徒が他の学校へ転学するなどの措置を行うことができるよう、学校間の連携を図る等の役割を担うなど、積極的な支援を行う。
- イ 市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシーに配慮する。
- ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査において市教育委員会及び学校は、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。
- エ いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、市教育委員会及び学校として事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した

場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、市教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者及びいじめを行った児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。

オ 学校は、調査後、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた児童生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

## 2 市長による再調査及び措置

### (1) 調査委員会が行う調査及び報告

ア 法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同調査の結果を市いじめ問題調査委員会において調査（以下「再調査」という。）する。

イ 市いじめ問題調査委員会は、再調査の結果を市長に報告する。

また、その場合、市長は、再調査の結果を議会に報告する。その際には、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

なお、再調査についても、基本調査等と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

ア 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

イ 上記の「必要な措置」として、市教育委員会においては、例えば指導主事等の専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置等人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者等外部専門家の追加配置等を検討するものとし、市長部局においては、必要な予算の確保や児童福祉、青少年健全育成の観点からの措置等について検討する。

## 第 5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1 市の基本方針の検討

市及び市教育委員会は、国や県の動向等を考慮して基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 2 学校いじめ防止基本方針の運用状況の確認

市教育委員会は、市立小中学校における学校いじめ防止基本方針について、必要な見直し等が行われているかなどを含め策定状況を確認し、その運用について指導・助言を行う。